東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成27年度 不適合管理委員会報告情報(平成28年 1月14日(木)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 1月14日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし 区分 Ⅱ: 該当なし 区分 Ⅲ: 該当なし その他:

2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4 号 機	プロセス放射線モニター系換気系排気筒入口放射線モニターサンプル流量指示計において、指示値不良(流量指示計と流量調節計指示値に10リッター/分の差が有る)が認められたため、当該流量計を点検・修理。	GⅢ	
2		固化系粉体ホッパー仕切弁開閉表示位置検出スイッチにおいて、開閉表示不良(弁全開時、 開閉表示が「中間開」表示)が認められたため、当該位置検出スイッチを点検・修理。	GⅢ	